

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和8年3月11日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 飯田 芳 男

理由

国による学校給食費の抜本的負担軽減のための給食費負担軽減交付金の創設に伴い、公立小学校の特別支援学級等に在籍する児童が受給する特別支援教育就学奨励費の対象経費から学校給食費が除かれること及び特別支援教育就学奨励費の申請に電子情報処理組織を使用する方法を導入することのほか、必要な文言の整理を行うため。

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則（平成22年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第4条 奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度特別支援教育就学奨励費申請書（委任状兼収入額・需要額調書）（第1号様式。<u>以下「申請書」という。</u>）に、対象者であることを証する書類を添えて<u>直接又は校長を経由して委員会に提出しなければならない。</u>ただし、別表の定めにより要保護者と認定された者は、福祉事務所の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ認定区分を決定し、<u>特別支援教育就学奨励費児童生徒総括表により校長に通知するとともに、特別支援教育就学奨励費認定区分決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。</u></p> <p><u>2 委員会は、前項に規定する審査を行うにあたり必要があると認めるときは、申請書の記載事項を公簿（関連部署の資料を含む。）により確認し、又は校長、民生委員、福祉事務所長等の意見を聴くことができる。</u></p> <p>(取消し)</p> <p>第9条 委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第5条第1項の規定による奨励費の認定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>	<p>(申請)</p> <p>第4条 奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度特別支援教育就学奨励費申請書（委任状兼収入額・需要額調書）（第1号様式）に、対象者であることを証する書類を添えて校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、別表の定めにより要保護者と認定された者は、福祉事務所長の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ認定区分を決定し、特別支援教育就学奨励費認定区分決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。</p> <p>(取消し)</p> <p>第9条 委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励費の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>

2 ……略……

別表（第3条・第6条関係）

認定区分	認定の要件	奨励費の内容
…略…		
認定者Ⅰ	奨励費対象保護者のうち、算定要領により収入額が必要額の1.5倍未満の額の世帯に属するもの	ア 学校給食費（市立中学校に限る。） イ 通学費 ウ 通学付添費 エ 日光移動教室参加費・修学旅行参加費 オ 校外活動費 カ 八ヶ岳自然教室参加費・スキー教室参加費 キ 宿泊学習参加費 ク 学用品通学用品費 ケ 新入学学用品通学用品費 コ 卒業アルバム代等
認定者Ⅱ	奨励費対象保護者のうち、	ア 学校給食費（市立中学

2 ……略……

別表（第3条・第6条関係）

認定区分	認定の要件	奨励費の内容
…略…		
認定者Ⅰ	奨励費対象保護者のうち、算定要領により収入額が必要額の1.5倍未満の額の世帯に属するもの	ア 学校給食費 イ 通学費 ウ 通学付添費 エ 日光移動教室参加費・修学旅行参加費 オ 校外活動費 カ 八ヶ岳自然教室参加費・スキー教室参加費 キ 宿泊学習参加費 ク 学用品通学用品費 ケ 新入学学用品通学用品費 コ 卒業アルバム代等
認定者Ⅱ	奨励費対象保護者のうち、	ア 学校給食費

	算定要領により収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の額の世帯に属するもの	<u>校に限る。)</u> イ 通学費 ウ 通学付添費 エ 日光移動教室参加費・修学旅行参加費 オ 校外活動費 カ 八ヶ岳自然教室参加費・スキー教室参加費 キ 宿泊学習参加費 ク 学用品通学用品費 ケ 新入学学用品通学用品費		算定要領により収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の額の世帯に属するもの	イ 通学費 ウ 通学付添費 エ 日光移動教室参加費・修学旅行参加費 オ 校外活動費 カ 八ヶ岳自然教室参加費・スキー教室参加費 キ 宿泊学習参加費 ク 学用品通学用品費 ケ 新入学学用品通学用品費
…略…			…略…		

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

立川市教育委員会 殿

記載欄① 必須	申請日 年 月 日	下記のとおり就学奨励費の支給について申請します。			通学費・通学付添費の支給を希望する方は記入してください。 (通学手段・経路の詳細を裏面備考欄に記入してください。)	
	保護者等氏名(フリガナ)	住所 〒	児童・生徒氏名(フリガナ) 生年月日	在籍学校名 学校 年	学年	交通手段 ※該当するものに○を記入してください。 自家用車・公共交通機関(バス・くるりんバス・電車・モノレール)
記載欄② 必須	電話番号 ( )	年 月 日	固定級・通級級名	学校	学年	公共交通機関 割引有無
	下記1~3番の中から、該当番号一つを○で囲んでください。 【固定級又は学校教育法施行令第22条の3該当の方】 1 対象となる経費の支給を希望します(下記のいずれかに☑を入れてください)。 ☐ 1月1日時点で立川市に住民票のある方 ⇒所得証明等添付は不要です。 ☐ 1月1日時点で立川市に住民票のない方 ⇒所得証明等添付が必要です。 2 【通級の方】通学費・通学付添費の支給を希望します。 3 すべての経費の支給を辞退します。			入級日(固定級・通級) 年 月 日	【自動車利用】(例) 自宅⇒在籍校、自宅⇒在籍校⇒通級校 (行)自宅⇒ (片道 km) / (帰)⇒ (片道 km)	子ども:手帳利用(有・無) / 大人:介助割引利用(有・無)
	受給等選択欄				【通級の方のみ】 ☐就学援助申請あり	【公共交通機関利用】保護者付添(有・無) ※停留所や駅名を記入 停留所 ⇄ 停留所(子ども片道IC料金 円) 駅 ⇄ 駅 (大人片道IC料金 円)

【記載欄①】『受給等選択欄』で1番を選んだ方のみ、【記載欄②】を記入してください。

記載欄③ 必須	世帯の状況(前年12月末日現在) (* 該当児童・生徒以外の同一世帯全員)				施設等代表者証明欄 (児童養護施設等入所児童生徒用) 上記の者は (1)当児童福祉施設において教育費についての措置費を受けていないことを証明する。 (2)当指定療育機関において療育の給付を受けていないことを証明する。 (代表者) 印	
	氏名	生年月日 (前年12月末日の満年齢)	続柄 (該当に○・その他は記入)	職業 在学学校名・学年		前年総所得金額 (記入不要)
	1	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )			円
	2	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )			円
	3	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )			円
	4	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )			円
5	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )		円		
6	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )		円		
世帯員数	人	振込先金融機関・支店名		種別	口座番号	
お住まいの状況	☐持ち家 ☐賃貸※	銀行	信用金庫	普通・当座		
※賃貸借契約の写し等添付		農協	口座名義(フリガナ)			
		支店				
記載欄④ 必須	私は、就学奨励費の支給を申請するにあたり、次の内容について同意します。 ・就学奨励費(学校給食費を除く。)の請求及び受領(以下「請求及び受領」という。)に関する一切の権限を、就学先(通級先)の学校長に委任し、請求及び受領に関する一切の事務手続きについて教育委員会の主管課長に委任すること。 ・就学奨励費のうち、学校給食費(市立中学校に限る。)については、請求及び受領に関する一切の権限を教育委員会に委任すること。 ・申請内容について市の関係部署等に情報提供をすること。 ・就学奨励費が【記載欄③】の口座に振込まれること。 ・学校が私から徴収すべきものがあるときは、就学奨励費からこれを差し引き、校長を経由して差額を支給すること。 ・立川市教育委員会の支給認定事務に要する、私の世帯における課税状況・公簿等の調査を行うこと。 ・転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学奨励費に係る情報共有を行うこと。					
	年 月 日	保護者氏名	印 ※自署の場合は、押印を省略することができます。			
	所得控除前の		世帯の収入状況		学校受付印	
	総所得金額	円	退職所得金額	円	所得控除 社会保険料 円 生命保険料 円 地震保険料 円 ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ 円 計 B 円	
	山林所得金額	円	計	A 円		
	計	A 円	所得額(A-B)	C 円		
所得控除	円	所得月額 (C×1/12)	D 円			
所得控除	円	障害者加算控除 (保護基準により算定)	E 円	収入額(D-E)		
計	B 円	収入額(D-E)	F 円	校長 印		
所得額(A-B)	C 円	教育委員会受付印				
所得月額 (C×1/12)	D 円					
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E 円					
収入額(D-E)	F 円					

# 所得証明等添付欄

備考欄

教育委員会認定欄	
認定段階	
要・認定(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・辞・通	
認定年月日	
. .	
受付・入力	審査

変更段階	
要・認定(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・辞・通	
変更年月日	
. .	
受付・入力	審査

## 需 要 額 等

	教育扶助基準			生活扶助基準		
	通学費	学校給食費	基準額	第1類	期末一時扶助費	第2類
1	円	円	円	円	円	f (基準額) 円
2						_____
3						g (地区別冬季加算額) 円
4						h 住宅扶助基準 円
5						
6						i 需要額
a	円	円	円	円	円	i 需要額 (a~hの合計) 円

⇒

$\frac{\text{収入額}}{\text{需要額}}$
$\frac{\text{F}}{\text{i}} =$

## 『特別支援教育就学奨励費』支給費目一覧

特別支援教育就学奨励費の支給費目一覧です。  
認定区分や学年により支給内容が異なりますので、該当する認定区分・該当学年に沿ってご確認ください。

		支給費目 (単位：円)								
認定区分	学年	新入学 学用品費 通学用品費	学用品 通学用品費	学校給食費	八ヶ岳自然教室・ スキー教室参加費	日光移動教室・ 修学旅行参加費	卒業 アルバム代	校外活動費 (日帰り行事)	宿泊学習 参加費	
要保護	小学校	1年	生活保護費 として支給							
		2～4年		生活保護費 として支給	生活保護費 として支給				該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)
		5年				該当経費の 実額				
		6年					該当経費の 実額	円		
	中学校	1年	生活保護費 として支給							
		2年		生活保護費 として支給	生活保護費 として支給					該当経費の 実額
3年						該当経費の 実額	円			
認定Ⅰ	小学校	1年	円	年額 円						
		2～4年							該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)
		5年		年額 円		該当経費の 実額				
		6年					該当経費の 実額	円		
	中学校	1年	円	年額 円	保護者負担 実額					
		2年								該当経費の 実額
3年			年額 円				該当経費の 実額	円		
認定Ⅱ	小学校	1年	円	年額 円						
		2～4年							該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)
		5年		年額 円		該当経費の 実額				
		6年					該当経費の 実額の1/2			
	中学校	1年	円	年額 円	保護者負担 実額の1/2					
		2年								該当経費の 実額
3年			年額 円				該当経費の 実額の1/2			
認定Ⅲ	小学校	全学年							該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)
	中学校	全学年							該当経費の 実額	
備考		小学1年 中学1年 (4月1日 認定のみ)	全学年 (適用月から 月割り計算)	全学年 ( <u>中学校 のみ</u> )	小学5年 中学1年	小学6年 中学3年	小学6年 中学3年	全学年	全学年 (知的固定 学級のみ)	

※振込みは、学期ごとに保護者口座に行います(宿泊学習参加費を除く)。

(1学期：8月末、2学期：1月末、3学期：次年度4月末となります。)

※既に就学援助費の「入学準備金」を受給された方は、「新入学学用品費通学用品費」を受給することはできません。

問合せ先：立川市教育委員会  
電話